

鳥取県告示第 378 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり国光土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成 19 年 4 月 17 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

退任した役員の氏名及び住所

理 事	岸 本 岩 男	倉吉市国分寺124
理 事	萬 場 善 明	倉吉市国分寺261
理 事	高 岡 和 美	倉吉市国分寺253
理 事	前 田 浩 登	倉吉市福光565－2
理 事	早 田 博 之	倉吉市横田698
理 事	伊 藤 一 美	倉吉市福光263
理 事	福 永 幸 人	倉吉市福光624
理 事	早 田 重 喜	倉吉市横田704
監 事	牧 田 末 広	倉吉市福光584－6
監 事	小 谷 禮次郎	倉吉市国分寺294

平成19年 3 月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	岸 本 岩 男	倉吉市国分寺124
理 事	牧 田 末 広	倉吉市福光584－6
理 事	高 岡 和 美	倉吉市国分寺253
理 事	早 田 博 之	倉吉市横田698
理 事	福 永 幸 人	倉吉市福光624
監 事	小 谷 禮次郎	倉吉市国分寺294
監 事	前 田 浩 登	倉吉市福光565－2

平成19年 4 月 1 日就任 任期 3 年